

## 福岡県フードドライブ資材貸出取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、食品ロス削減の取組として、県内で実施されるフードドライブ活動を支援することを目的とし、県が保有するフードドライブ実施時に必要な資材(以下「資材」という。)の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

### (貸出対象者)

第2条 資材の貸出しの対象者は、県内でフードドライブを実施しようとする法人又は団体(以下「貸出対象者」という。)とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が経営する法人又は団体は、貸出しの対象にしない。

### (貸出資材)

第3条 この要領により貸出す資材は、次のとおりとする。

- (1) 食品回収ボックス
- (2) のぼり旗

### (個数制限)

第4条 貸出しができる資材の個数は、1貸出対象者につき食品回収ボックス4個まで、のぼり旗4枚までとする。ただし、貸出対象者が複数の店舗・事業所等でフードドライブを実施する場合は、1店舗・事業所等につき食品回収ボックス2個まで、のぼり旗2枚までを上限に、フードドライブを実施する店舗・事業所等の数に応じて貸出しができるものとする。

### (貸出期間)

第5条 資材の貸出期間は、3カ月以内で県が認めた期間とする。ただし、県が特別な事情があると認めるときは、この期間を延長することができる。

### (貸出料)

第6条 資材の貸出料は、無料とする。

### (貸出申請手続)

第7条 資材の貸出しを希望する者(以下「貸出申請者」という。)は、貸出しを希望する日の1週間前までにフードドライブ資材貸出申請書(様式第1号)を県に提出しなければならない。

### (貸出しの決定)

第8条 県は、前条の申請があったときは、その内容を精査し、適当と認めた場合は、フードドライブ資材貸出決定通知書(様式第2号)により貸出申請者へ通知するものとする。

(貸出方法)

第9条 貸出しの決定を受けた者（以下「借受者」という。）は、県が指定する方法にて、資材の貸出しを受けるものとする。

(返却方法)

第10条 借受者は、フードドライブ実施報告書（様式第3号）を県へ提出するとともに、県が指定する場所において、県による資材の状態の確認を受けた上で、資材を返却するものとする。

(遵守事項)

第11条 借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 資材をフードドライブ以外の目的に使用しないこと
- (2) 資材の形状を変え、又は改造しないこと
- (3) 資材を第三者に譲渡・転貸しないこと
- (4) 回収した食品はフードバンク団体等へ無償で提供すること

(貸出しの取消)

第12条 県は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸出しの決定を取り消し、資材を返却させることができる。

- (1) 借受者が前条各号に掲げる遵守事項に違反したとき。
- (2) 公益上又は管理上特に必要があると認めるとき。

(損害賠償)

第13条 借受者は、資材が破損又は紛失したときは、直ちに県に報告するとともに、損害を賠償しなければならない。ただし、借受者の責めに帰すことができない理由によるときは、この限りではない。

(無償譲渡)

第14条 県は、貸出対象者が、第4項の規定に基づき、のぼり旗の無償譲渡を県へ申請した日の翌月以降、同一の店舗・事業所等において、毎月1回以上、かつ、1年以上継続してフードドライブを実施予定である場合は、貸出対象者に対して、のぼり旗を無償譲渡することができる。

- 2 無償譲渡ができるのぼり旗の枚数は、フードドライブを実施する1店舗・事業所等につきのぼり旗2枚までとする。
- 3 県は、貸出対象者に対して、食品回収ボックスに貼付するステッカーを配付することができる。
- 4 無償譲渡を希望する者（以下「譲渡申請者」という。）は、フードドライブ資材譲渡申請書（様式第4号）を県に提出しなければならない。

- 5 県は、前項の申請があったときは、その内容を精査し、相当と認めた場合は、フードドライブ資材無償譲渡決定通知書（様式第5号）により譲渡申請者へ通知するとともに、資材を送付する。
- 6 のぼり旗の無償譲渡を受けた者（以下「使用者」という。）は、フードドライブ資材使用報告書（様式第6号）を前項の決定通知日から3月が経過した日の翌月の10日までに県へ提出しなければならない。
- 7 使用者は、第11条各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（福岡県の免責）

第15条 県は、フードドライブの実施に伴い発生したトラブル等について、一切の責任を負わない。

（その他）

第16条 この要領に定めるもののほか、資材の貸出し、無償譲渡及び配付に関し必要な事項は、県が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年2月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月16日から施行する。